

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年7月9日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年6月24日（水）午前10時45分頃、周南市立周陽中学校敷地内において、同校教諭が草刈り作業をしていた際、刈払機から飛んだ石が職員駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、車両の一部を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥83,116-

2 専決処分の年月日

令和2年7月6日